

令和6年 第9回浅口市農業委員会議事録

令和6年8月16日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬良 哲哉	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	欠
5	古城 富士夫	出	金光3	荒木 秀樹	出
6	川崎 英俊	出	金光3	菰口 清司	欠
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	吉田 潤市	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	瀬嶋 富士夫	出
10	高井 基次	出	鴨方2	虫上 行治	出
11	渡邊 豊	欠	鴨方3	山下 善弘	出
12	齋藤 孝実	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	中濱 稔文	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 泉 敏 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第27号 (継続審議)

浅口市農業委員会会長代理の選出について

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 報告事項

報告第12号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年9月13日（金））

開会（午後1時45分）

議長 本日は、改選後最初に農業委員、推進委員全員が集まる委員会になります。これから3年間、農業委員と推進委員で連携、協力しながら、市の農地利用の最適化の推進に努めてまいりましょう。今後とも、委員会の運営にご協力よろしく申し上げます。

これより令和6年第9回浅口市農業委員会を開会します。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は10名の参加であります。

今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において7番柚木委員、8番吉田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日といたします。

日程第3、議事に移ります。

議案第27号、前回の委員会から継続審議になっていますが、浅口市農業委員会会長代理の選出について事務局から説明を願います。

事務局 失礼します。事務局から説明をさせていただきます。

先日の8月1日の農業委員会の会長及び会長代理の選出に対し、事務局での調整不足がありまして、農業委員の皆様には大変なご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

改めて、ここで会長代理を互選していただきたいと思います。

互選の方法は指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。

互選の方法は指名推選とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。

なお、指名推選の手続は地方自治法第118条の規定に準じて行います。

被指名人はありますか。

委員 高井委員。

議長 ただいま高井委員の指名がありました。

高井委員、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 お諮りします。

高井委員を農業委員会会長代理とすることにご異議はありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、決定します。
ただいまの決定により当選人に対する告知とします。
高井委員、こちらの席へお進みいただき、ご挨拶をお願いします。

委員 会長代理ということで、よろしくをお願いします。
今、私は8月1日にいろいろご迷惑をかけました。すいませんでした。よろしくお
願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、議案第30号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし
ます。
596番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事前にお配りしております議事日程、こちらとこの位置図及び集成図、
こちらのほうを使って説明させていただきます。
まず、こちらの議事日程の2ページになります。
議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6
年8月16日提出。
番号596、土地の所在地は全て鴨方町小坂西です。
596-1、田、52平米。
596-2、田、125平米。
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由
は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。
委員 9番虫明です。
ここは、持ち主が替わりまして、今度、〇〇〇〇という人がここを所有するよう
になりました。地図は1ページ、2ページになります。何も問題がないと思います。よ
ろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、596番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定します。
続きまして、609番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号609、土地の所在地、金光町占見、畑、45平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲
渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人
は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、該当地区の担当委員であります私のほうで補足説明をさせていただきます。

地図は3ページ、4ページということになります。

この土地は、今まで荒廃地で、三角形みたいな変な地形であって雑木が生えていたんですが、これを伐採して整地して、すぐ隣の譲受人、〇〇〇〇が引き受けるということになっています。特に問題はないので、審議のほうよろしくをお願いします。

それから、地図の中で、場所は〇〇〇〇から北へ、北西へ500メートル、〇〇〇〇があるんですが、その〇〇〇〇から100メートルぐらい行ったところに位置をしています。

以上です。

ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、609番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、議案第31号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

602番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。

議案第31号農地法第4条の規定による許可申請について。令和6年8月16日提出。

番号602、土地の所在地は全て寄島町です。

602-1、畑、185平米。

602-2、畑、11平米。

転用目的は、倉庫及び駐車場並びに墓地。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、12番齋藤委員、補足説明をお願いします。

委員 12番の齋藤です。

地図は5ページ、6ページになります。お開きください。

縮尺が大きくて分かりづらい位置なんですけれども、〇〇〇〇から北西へ約1.5キロぐらい、小高い丘に面したところですよ。〇〇〇〇といった集落に当たります。

5ページの真ん中のほうの左上から右下付近に走っている大きな道路があると思うんですけども、これが〇〇〇〇といまして、〇〇〇〇へ抜けまして、〇〇〇〇のほうの近くまで行ったり、その道になります。その延長線です。

このたび、申請人がお墓を移転するというので、以前、先祖のほうからお墓があったんですけども、それが山の奥のほうでなかなか管理しづらいというふうなご相談がありました。それで、一応、自分の家の近くに下ろしたいということで、このたび、墓地の転用、それから並びに倉庫と駐車場も併設したいというふうな申出があり

ました。それで、元番は〇〇〇〇なんですけれども、その土地を分筆いたしまして、墓地を設けるといったようなことであります。地元の土木委員にも許可をいただいておりますし、何も問題なからうかなというふうに思っております。皆様のご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、602番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

598番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年8月16日提出。

番号598、土地の所在地、鴨方町小坂西、田、346平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 9番虫明です。

地図は1ページ、2ページをご覧ください。

これ、〇〇〇〇から西へ300メートルほど行ったところにあります。

それで、〇〇〇〇という人がここに家を建つということで、何も問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、598番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、604番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号604、土地の所在地は全て金光町下竹です。

604-1、田、367平米。

604-2、畑、112平米。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は雑種地です。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。

地図は7ページから8ページ、場所は〇〇〇〇から南へ150メートルぐらい行った、〇〇〇〇が通っております。そのすぐ隣のところです。露天駐車場ということで、何も問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、604番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局 続きまして、606番の件について事務局の説明を求めます。

番号606、土地の所在地は全て鴨方町六条院東です。

606-1、田、726平米。

606-2、田、121平米。

606-3、田、736平米。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、資材置場及び駐車場です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は雑種地です。

議 長 引き続き、事務局のほうから補足説明をお願いします。

事務局 事務局のほうから補足説明をさせていただきます。

地図は9ページ、10ページになります。

この案件は、〇〇〇〇から少し東に入ったところに位置しています。このたび、譲受人の事業拡大に伴い、現在の位置では手狭になったことから、今回の申請地を譲り受けることになりました。地元の水利委員や土木委員の了解も得られていることから、特に問題はないと思われれます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、606番の件についてご異議はありませんか。

委員 ちょっとすいません。

議長 12番。

委員 12番の齋藤なんですけど、この当該案件の件で、今日、農業委員も推進委員もお見えになっていないんですね。転用の部分の面積もかなり大規模になっているんですが、本来でしたら農業委員さんか推進委員さんが来られて説明を求めるのがこの会の本筋だろうと思うんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

別に、この案件について賛成、反対じゃないんですけれども、ただ説明にというか、こちらの該当されている担当の方がお二人が共に来ていないということなんですよね。

議長 何か、事務局のほうから、今までこういうケースは事務局のほうで説明をさせていただいて、やっていたということなんです。今おっしゃった、面積が大きいからとか、そういうことですか。

委員 これも開発許可をもちろん申請されるような案件だと思うんですけれども、そうすると、どちらの方が来て、本来説明されるのが委員会の本筋じゃないかなというふうに思うんですけれども。

議長 一応、事務局のほうからも、今までどおり、前例がありますんで、決議の場合、採決の仕方ですか、そういうことで、このたびも前例に準じて、今の説明で了解をしていきたいというふうなことなんです。

委員 分かりました。

委員 すいません。13番の岡田ですけれども、あれ、今、事務局のほうで補足説明があったところがあると思うんですけど、そこは担当地区の委員なり、推進委員の方からこういうので大丈夫そうですというのを聞かれているのでしょうか。

委員 すいません。今日欠席されていて、推進委員の方々が多分来られても同じ発言をされるような内容のことを事前にお聞きになられて発言されているのであれば、趣旨は全うできているので問題ないんじゃないかなと思うんですけれども、担当地区の方が何か意見があるのにそれが通らずにっていうのは、多分今、齋藤委員が言われたようなことなのかなと思うんですけど、そこはどうなのでしょう。

事務局 お二人、委員さん、今日欠席されるということはお伺いしているんですが、委員さんの可否等、そういったことは、確認はそこまでは取れてはいない。

委員 そうすると、今の補足説明っていうのは、もともとの申請に基づくことですね。

事務局 申請書を基にして、それを受けてこちらに、委員会のほうに上げてくると。その説明で、そういう添付書類とかを確認したことのお知らせということになります。

議長 それと、先日、会長と会長代理と事務局と現場を見に行かせてもらって、こういうことが、今、説明があったようなことで、一応確認はさせてもらっています。

事務局 すいません。私のほうが電話を受けてはいないんですが、ほかの者が聞いていたようで、渡邊委員から問題はないと、確認済みということがあったそうです。

議長 それでよろしいか。

委員 異議なし声

議長 すいません。異議なしということで、許可することに決定します。

事務局 続きまして、608番の件について事務局の説明を求めます。

番号608、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。

608-1、田、680平米。

608-2、田、605平米。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、駐車場兼運動場、実習場です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は、608-1が第3種、608-2が第2種ですが、当該転用目的を達成する他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は雑種地です。

議長 次に、10番高井委員、補足説明をお願いします。

委員 この場所は、〇〇〇〇の南側で、〇〇〇〇のところを歩いて2番は行けるようになっています。別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、608番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局 続きまして、610番の件について事務局の説明を求めます。

番号610、土地の所在地は、金光町占見。畑、303平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、賃貸住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、該当地区の担当委員であります私が補足説明を行います。

位置図は3ページ、4ページになります。

〇〇〇〇から北西へ500メートルぐらいで、さっきの1番じゃったけど、これ一緒に、〇〇〇〇があるちょっと西へ入ったところになります。現状、長年整備されて、もうきちっと管理をされていた土地です。住宅地としては問題なく、排水等も特に問題ありません。審議のほうよろしくお願いします。

ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、610番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局 続きまして、597番の件について事務局の説明を求めます。

議案書は5ページになります。

議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和6年8月16日提出。

番号597、土地の所在地は、鴨方町小坂西、畑、112平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 9番虫明です。

娘さんがここに家を建てられるそうで、親子関係になっております。何も問題はな
いかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 なし声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

それでは、597番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め 、 許 可 す る こ と に 決 定 し ま す。

事務局 続きまして、605番の件について事務局の説明を求めます。

番号605、土地の所在地は全て金光町占見です。

605-1、田、225平米。

605-2、田、57平米。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、担当委員であります私のほうから説明を行います。

地図は13ページ、14ページになります。

これも〇〇〇〇から北へ300メートルほど行ったところです。

この土地、図面を見ていただければ分かるんですが、譲渡しの方がもう既に4区画家が建っているんですが、〇〇〇〇のところ今回の物件ということになります。

譲受人といいますか、この方は〇〇〇〇へ住んでおられるんですが、こちらのほうへ帰ってくると。それでもって、住宅をするということになっているということです。特に問題はないということです。ご審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明で質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、605番の件についてご異議はありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定します。
委員 597のあれで、112平米で居宅が93.78平米、〇〇〇〇建蔽率。
議長 597の番号ですか。
委員 そうそう、物件で、じゃけえ、〇〇〇〇は、これ所有権移転に出すでしょう。地目が112平米で一般宅地の申請ですけど、どうやって112平米で93平米の建物ができる。前で〇〇〇〇、これも売れなきゃ、宅地申請しなきゃできんでしょう。
議長 596番の〇〇〇〇ということですか。
議長 これは所有権移転。
委員 移転だけでしょう。所有権。
委員 所有権の移転だけで、こっちの宅地、住宅の申請がなければ、この物件建てられるわけではない。
委員 この1番の土地、〇〇〇〇は名義変更です。
委員 名義変更だけでしょう。
委員 はい。
委員 それで、あとは田んぼじゃけえ、これ〇〇〇〇112平米の三角地。
事務局 〇〇〇〇が〇〇〇〇さんの土地です。
委員 〇〇〇〇が112平米しかないのと、どうやって98平米建て、建蔽率22%になるん。これは、事務局説明して。
事務局 先ほど説明した建物の建蔽率や建物の面積なんですが、議案でいうと、地図でいうと1ページ、2ページのところで、複数の議案が関係してくるというものになります。
委員 複数の議案というたって、あと大きいほうは田んぼでしょう。田んぼの物件が建蔽率に入るわけではないでしょう。全体からいうてみりゃ22%の建蔽率じゃけど、この112平米だけで申請が出てきて、こっちの〇〇〇〇、これは宅地の数字が出とんですか。
事務局 議案第32号の一番最初の番号が598、そこで同じ方の案件になるんですが、田で346平米、そちらのほうに転用の施設の概要があると思うんですが。
委員 まるっきり一緒です。
事務局 案件がいろいろ分かれていて、その中で家を建つので、施設の概要のところは同じことが載っているんです。
委員 合わせて458平米ということですか。346と112。
事務局 何筆かあって、それを合わせてっていうことになっております。
さっきの一番最後の土地だけではなくて、周辺の土地も合計で4筆関係して、そこに家を建てると。

委員 駐車場は分かれとんじゃな。

事務局 いろんなところにこの方出てくるので、1か所だけじゃ分かりづらいんですが、集成図の1ページ、2ページを見ていただければ、実際に家を建てられるのは〇〇〇〇〇、この番地を中心に家を建てられたり、駐車場をされたりということになります。その建てた家が建蔽率22という家になる、そういったことになります。

委員 ほんなら、申請を分けてしとるんやな。

事務局 所有権移転や貸借権の設定で分かれたりするんで、分かりにくいんですが。

議長 よろしいでしょうか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第12号農地法第18条の規定等による合意契約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は6ページ、最後のページになります。

報告第12号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年8月16日提出。

番号603、土地の所在地は全て鴨方町深田です。

603-1、田、676平米。

603-2、田、764平米。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年4月21日です。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等ありましたらお願いいたします。

事務局 ①名簿・担当地区について
②農地利用最適化推進委員の業務等について
③農業委員会の日程について
④農地パトロールについて

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後3時07分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月16日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩